

令和7年8月5日

一般社団法人
日本アミューズメント産業協会 御中

警察庁生活安全局保安課

玩具と称した真正拳銃の回収に係る周知のお願いについて

貴団体につきましては、平素から警察行政に御理解と御協力を賜り、
厚く御礼を申し上げます。

この度、新たに国内で流通している海外製の玩具と称した拳銃が真正拳銃と同様の発射機能を有していることが判明しました。

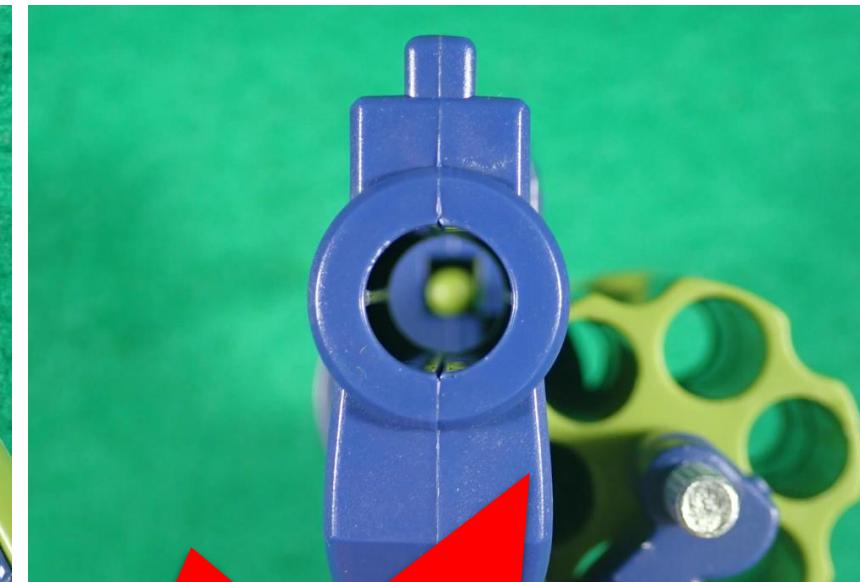
この拳銃を提供するクレーン式遊技機等が存在することが確認されていますが、これを輸入・所持・販売等することは違法となりますので、会員事業者に対して、別添資料をご活用いただくなどして、遊技場での提供を直ちに止め、所有者が速やかに回収期間内に警察署まで届出されますよう、周知の徹底をよろしくお願い申し上げます。

新たに把握した玩具と称した真正拳銃

この度、新たに国内で流通している海外製の玩具拳銃が真正拳銃と同様の発射機能を有していることが確認されました。

この拳銃を輸入・所持・販売等することは違法です。

お持ちの方は、速やかに回収期間までに最寄りの警察署まで届け出てください。



違法性のポイント

- ① 銃身及び弾倉が貫通している
- ② 弾倉又は薬室に実包の装てんが可能である
- ③ 撃針を有し、薬莢の雷管部分を打撃して弾丸を発射する撃発機構を有している

警察署に提出
してください

回収期間: 令和7年12月31日まで